

## 岩手大学学位規則

平成16年4月1日 制定  
令和7年2月27日 最終改正

### (目的)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項、国立大学法人岩手大学学則(以下「大学学則」という。)第53条第2項及び国立大学法人岩手大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第21条第8項の規定に基づき、岩手大学(以下「本学」という。)が授与する学位に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士(専門職)とする。

### (学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、大学学則の定めるところにより学部を卒業した者に授与する。

### (修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、大学院学則の定めるところにより修士課程(総合科学研究科の課程をいう。以下同じ。)を修了した者に授与する。

### (博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより博士課程(理工学研究科、獣医学研究科及び連合農学研究科の課程をいう。以下同じ。)を修了した者に授与する。

- 2 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出し、その審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者にも授与することができる。

### (教職修士(専門職)の学位授与の要件)

第5条の2 教職修士(専門職)の学位は、大学院学則の定めるところにより教職大学院の課程を修了した者に授与する。

### (学位授与の申請)

第6条 第4条及び第5条第1項の規定により学位授与の申請をしようとする者は、学位論文を当該研究科長に提出しなければならない。

- 2 第5条第2項の規定により博士の学位授与の申請をしようとする者は、所定の学位申請書に理工学研究科、獣医学研究科又は連合農学研究科が別に定める書類及び学位論文審査手数料(以下「手数料」という。)15万円を添え、理工学研究科長、獣医学研究科長又は連合農学研究科長を経て学長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学したときから1年以内に学位授与の申請をした場合は、手数料の納付を免除する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者が学位授与の申請をした場合の手数料の額は、7万5千円とする。

- 一 本学の学部を卒業した者

- 二 本学大学院の修士課程を修了した者
  - 三 本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、授業科目について課程の修了に必要な所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けて退学したときから1年を経過した者
  - 四 本学大学院連合農学研究科の博士課程に標準修業年限以上在学し、必要な研究指導を受けて退学したときから1年を経過した者（平成19年3月31日以前の入学者に限る。）
  - 五 本学大学院連合農学研究科を構成する大学の当該学部を卒業した者及び構成する大学の当該研究科を修了した者
- 5 受理した学位論文及び手数料は、還付しない。

（学位論文）

第7条 前条第1項及び第2項の規定により提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 2 審査のため必要があるときは、論文の訳本又は関係資料を提出させることができる。

（学位論文の審査等の付託）

第8条 研究科長は、第6条第1項に規定する学位授与の申請を受理したときは、当該研究科教授会（総合科学研究科にあつては専攻教授会。以下同じ。）に学位論文の審査及び最終試験を付託するものとする。

- 2 学長は、第6条第2項に規定する学位授与の申請を受理したときは、理工学研究科長、獣医学研究科長又は連合農学研究科長を経て、当該研究科教授会に学位論文の審査及び学力の確認を付託するものとする。
- 3 研究科教授会は、前2項による付託を受けたときは、審査委員を選出して、当該審査及び最終試験又は学力の確認を行わせるものとする。
- 4 修士の学位に係る審査委員は、当該研究科の教員3名以上とする。
- 5 博士の学位に係る審査委員は、理工学研究科にあつては当該論文にかかわる専門分野の理工学研究科の教員3名以上とし、獣医学研究科にあつては、岩手大学及び東京農工大学の共同獣医学専攻を担当する教員5名以上（旧岐阜大学大学院連合獣医学研究科の構成大学の資格教員及び連携機関の客員教員であった者2名を上限として含めることができる）とし、連合農学研究科にあつては当該論文にかかわる専門分野の連合農学研究科教員（大学院学則第6条第2項に規定する者をいう。）4名以上とする。
- 6 学位論文の審査に当たって必要があるときは、研究科教授会の議を経て、前2項の審査委員に、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができるものとする。

（最終試験又は学力の確認）

第9条 最終試験は、第4条及び第5条第1項の規定により学位授与の申請をした者に対して、学位論文の審査を終えた後、学位論文の内容を中心として関連ある科目又は専門分野等について口頭又は筆記により行うものとする。

- 2 学力の確認は、第5条第2項の規定により学位授与の申請をした者に対して、学位論文の審査を終えた後、学位論文に関連ある専攻分野及び外国語について口頭又は筆記により行うものとする。
- 3 前項において、申請者が本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上、必要な研究指導を受けて退学した者で、かつ、退学したときから3年以内に学位授与の申請をした者であるときは、学力の確認は免除する。

（審査期間）

第10条 第4条及び第5条第1項の規定により学位授与を申請した者の学位論文の審査及び最終試

験は、申請者の在学中に終了するものとする。

- 2 第5条第2項の規定により学位授与を申請した者の学位論文の審査及び学力の確認は、学位論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由があるときには、研究科教授会の議を経てその期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

- 第11条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、直ちに、論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨を研究科教授会に文書をもって報告するものとする。

(研究科教授会の議決)

- 第12条 研究科教授会は、修士及び博士の学位にあつては前条の報告に基づき、教職修士(専門職)にあつては、大学院学則第21条の12の規定に基づき、学位授与の可否を議決する。
- 2 修士の学位授与の可決には、出席教員の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 理工学研究科教授会における博士の学位授与の可決には、出席教員の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 4 獣医学研究科教授会及び連合農学研究科教授会における博士の学位授与の可決には、出席教員の4分の3以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

- 第13条 学部長は、教授会が大学学則の定めるところにより卒業を議決したときは、その者の氏名を学長に報告しなければならない。

- 第14条 研究科長は、研究科教授会が第12条の規定により学位を授与するものと議決したときは、その者の氏名に次の事項を記載した書類(教育学研究科を除く。)を添えて学長に報告するものとする。

- 一 論文審査の要旨
- 二 最終試験の結果又は学力の確認の結果の要旨
- 三 博士の場合は、学位論文及び同論文の要旨

- 2 研究科長は、研究科教授会が第6条第2項の規定により申請のあった者に学位を授与できないと議決したときは、その旨を学長に報告するものとする。

(学位の授与等)

- 第15条 学長は、第13条の報告に基づき卒業を認定した者に学士の学位を授与し学位記を交付する。

- 第16条 学長は、第14条の報告に基づき学位を授与すると決定した者には学位記を交付し、学位を授与できないと決定した者にはその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位授与報告書を作成し、文部科学大臣に報告するものとする。

- 第17条 前2条の規定により学位を授与するに当たっては、次の区分により専攻分野の名称を付記するものとする。

学部卒業者

人文社会科学部 学士(総合科学)

教育学部	学士（教育）
理工学部	学士（理工学）
	学士（工学）
	学士（情報学）
農学部	学士（農学）
獣医学部	学士（獣医学）
修士課程及び教職大学院の課程修了者	
総合科学研究科	修士（学術）
	修士（工学）
	修士（農学）
	修士（水産学）
	修士（スポーツ健康科学）
	修士（理工学）
	修士（芸術工学）
教育学研究科	教職修士（専門職）
博士課程修了者及び学位論文提出による学位授与決定者	
理工学研究科	博士（理学）
	博士（工学）
	博士（理工学）
	博士（芸術工学）
獣医学研究科	博士（獣医学）
連合農学研究科	博士（農学）
	博士（学術）

（学位論文の要旨及び審査要旨の公表）

第18条 本学が博士の学位を授与したときは、その授与した日から3月以内に、学位論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位論文の公表）

第19条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承諾を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

（学位の名称）

第20条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学位の下に「岩手大学」と付記しなければならない。

（学位授与の取消し）

第21条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があつたとき又は不正の方法により学位授与を受けた事実が判明したときは、学長は、教授会又は研究科教授会の議を経て学位の授与を取消し、

学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

2 研究科教授会が前項の決定をする場合には、第12条の規定を準用する。

(学位記の様式)

第22条 学士、修士、博士及び教職修士(専門職)の学位記の様式は、別記様式1から別記様式9までのとおりとする。

(学位論文の保存)

第23条 学位授与の基礎となった学位論文の正本は、本学図書館に保存するものとする。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、各学部及び各研究科において別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 様式1-2は、平成24年度入学者及びこれに相当する編入学者から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年7月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の第16条、第18条、第19条の規定は、平成25年4月1日以降に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成29年10月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項及び第8条第2項の改正規定は、平成34年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年12月20日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項及び第8条第2項の改正規定は、平成34年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の第6条第2項、第8条第2項及び第5項並びに第17条の規定は、平成31年4月1日施行の改正国立大学法人岩手大学大学院学則附則第2項の規定により、工学研究科が存続する間、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年12月26日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月29日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和7年度入学者から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。